

株 主 各 位

第71期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2022年6月3日

日邦産業株式会社

目 次

・ 連結計算書類の連結注記表	……………	1 頁
・ 計算書類の個別注記表	……………	12 頁

上記の事項は、法令及び当社定款第11条の2の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nip.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

(連結注記表)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………13社

日邦メカトロニクス株式会社

日邦メタルテック株式会社

日邦メカトロニクス広島株式会社

NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD.

NK MECHATRONICS CO., LTD.

NIPPO GLOBAL MANAGEMENT CO., LTD.

NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD.

NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO., LTD.

NIPPO METAL TECH PHILS., INC.

PT. NIPPO MECHATRONICS INDONESIA

FNA MECHATRONICS MEXICO S. A. de C. V.

NIPPO (HONG KONG) LTD.

NIPPO (SHANG HAI) LTD.

当連結会計年度において、日邦精密工業(深圳)有限公司は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数……………なし

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致し、在外連結子会社の事業年度末日は、12月末日となっております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、株式等以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない…移動平均法による原価法

株式等

② 棚 卸 資 産

商

品…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（ただし、一部の在外連結子会社は、先入先出法による原価法）

製 品 ・ 仕 掛 品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（ただし、一部の在外連結子会社は、総平均法による低価法）

原 材

料…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（ただし、一部の在外連結子会社は、先入先出法による原価法又は総平均法による低価法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産

…当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、（リース資産を除く）1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

② 無 形 固 定 資 産

…定額法を採用しております。
（リース資産を除く）なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リ ー ス 資 産

…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率による繰入額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…一部の在外連結子会社を除き、従業員の賞与の支給に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社グループの役割が購買代行及び代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が購買代行及び代理人に該当する取引について、当連結会計年度より顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。有償支給取引については、買い戻す義務を負っている場合（実質的に買い戻す義務を負っていると判断される場合を含む）、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。輸取出引については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価はそれぞれ8,474百万円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、日邦産業株式会社にて計上されている繰延税金資産(相殺前)421百万円です。

繰延税金資産の帳簿価額は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る確実な回収可能性に基づき計上しております。

繰延税金資産の回収可能性を判断するに際しては、連結貸借対照表日時点で適用されている税制、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去実績を踏まえた事業計画等、入手可能なあらゆる証拠に基づいて将来の課税所得を慎重に見積もっております。繰延税金資産は税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識し、その範囲を超える額については評価性引当額として控除しております。見積りの前提となる事業計画における売上高は、主要顧客の生産・販売動向を考慮して作成され、主要顧客が属する市場動向の影響を受けます。このため、事業計画にはこれらの市場動向に対する仮定が含まれております。当該仮定については最善の見積りを前提としておりますが、主要顧客の属する市場動向等により予想される利益が減額される場合には繰延税金資産の全部又は一部について追加的な評価性引当額の計上が要求される可能性がある一方、将来の予想される利益の改善や継続した利益が計上される場合には税金費用の戻し入れを伴う評価性引当額の取崩しが要求される可能性があります。

これら要因や変化は、評価性引当額の計上又は取崩される期間において、親会社株主に帰属する当期純利益に影響を及ぼします。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産及び担保提供資産に対応する債務

① 担保提供資産

土	地	3百万円
投資有価証券		22百万円
計		25百万円

② 担保提供資産に対応する債務

買掛金	310百万円
短期借入金	1,258百万円
長期借入金	75百万円
(うち長期借入金)	(37百万円)
(うち1年内返済予定の長期借入金)	(37百万円)

当連結会計年度においては上記の他、定期預金6百万円を営業取引保証のため担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,977百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(1999年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

4. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高

受取手形	197百万円
売掛金	6,142百万円

V. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産等	機械装置及び運搬具	広島県広島市	6
	工具、器具及び備品		2

当社グループの減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の単位である事業グループで行っており、遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

上記事業用資産等については継続的に営業損失を計上しており、かつ将来キャッシュ・フローの見積り総額が各資産グループの帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、上記事業用資産等の回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値に関しては零として算定しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

9,127千株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 (期首)	増加	減少	当連結会計年度 (期末)
普通株式 (千株)	19	0	—	19

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

0千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91	10.00	2021年3月31日	2021年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	200	22.00	2022年3月31日	2022年6月27日

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	315	315	—
(2) 長期借入金 (※2)	(795)	(775)	△20
(3) リース債務 (※2)	(444)	(424)	△20

(※1) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(※2) 流動負債・固定負債の合計額であります。

(※3) 現金については注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,321百万円)は、市場価格のない株式等であるため、上表には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	315	—	—	315
資産計	315	—	—	315

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	775	—	775
リース債務	—	424	—	424
負債計	—	1,200	—	1,200

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、元金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	エレクトロ ニクス	モビリティ	医療・ 精密機器	計	合計
商品売上高	14,493	4,464	1,943	20,900	20,900
製品売上高	2,025	8,577	3,986	14,590	14,590
顧客との契約から 生じる収益	16,518	13,041	5,930	35,491	35,491
外部顧客への売上高	16,518	13,041	5,930	35,491	35,491

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,137円83銭
1株当たり当期純利益	113円22銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(個別注記表)

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び

関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却株式等以外のもの 原価は移動平均法により算定）

市場価格のない…移動平均法による原価法
株式等

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原 材 料…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製 品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕 掛 品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した（リース資産を除く）建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

無形固定資産…定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率による繰入額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員の賞与の支給に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付引当金の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

6. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の役割が購買代行及び代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が購買代行及び代理人に該当する取引について、当事業年度より顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。有償支給取引については、買い戻す義務を負っている場合(実質的に買い戻す義務を負っていると判断される場合を含む)、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。輸出取引については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ6,709百万円減少しております。なお、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

個別注記表に記載すべき事項は、連結注記表に記載すべき事項と同一であります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産及び担保提供資産に対応する債務

(1) 担保提供資産

土地	3百万円
投資有価証券	22百万円
計	25百万円

(2) 担保提供資産に対応する債務

買掛金	310百万円
短期借入金	1,258百万円
長期借入金	75百万円
(うち長期借入金)	(37百万円)
(うち1年内返済予定の長期借入金)	(37百万円)

当事業年度においては上記の他、定期預金6百万円を営業取引保証のため担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,508百万円

3. 保証債務

(1) 日邦メタルテック株式会社のリース債務	37百万円
(2) 日邦メカトロニクス広島株式会社のリース債務	14百万円
(3) NK MECHATRONICS CO., LTD. のリース債務 (外貨30,538千タイバーツ)	112百万円
(4) NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. の割賦債務 (外貨1,976千リングット)	57百万円
(5) NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. のその他の債務 (外貨190千リングット)	5百万円
(6) PT. NIPPO MECHATRONICS INDONESIAの仕入債務 (14百万円 及び外貨82千米ドル)	24百万円
(7) NIPPO METAL TECH PHILS., INC. のリース債務 (外貨34千米ドル)	4百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	582百万円
短期金銭債務	1,542百万円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(1999年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売	上	高	1,495百万円
仕	入	高	973百万円
販売費及び一般管理費			16百万円
営業取引以外の取引による取引高			359百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 (期首)	増加	減少	当事業年度 (期末)
普通株式 (千株)	19	0	—	19

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

VII. 税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金、繰越欠損金、減損損失及び退職給付引当金等であります。
- 繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

VIII. 関連当事者に関する注記

子会社等

属性	名 称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	日邦メカトロニクス 広島株式会社	直接 100.00%	当社製品の販売 当社部品の購入 資金の貸付・回収	資金の貸付 (注1)	160	関係会社長期貸付金	855
子会社	FNA MECHATRONICS MEXICO S.A. de C.V.	直接 100.00%	当社製品の販売 当社部品の購入 資金の貸付・回収	資金の回収	39	関係会社長期貸付金	1,554
子会社	NIPPO (HONG KONG) LTD.	直接 100.00%	当社製品の販売 当社部品の購入 資金の貸付・回収	資金の貸付 (注1)	—	関係会社長期貸付金	467
				資金の回収	—	関係会社短期貸付金	12
				株式の譲渡	1,398	未 払 金	1,398

(注) 取引及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。
2. 上記取引以外に債務超過の子会社に対する引当金の当事業年度末残高は、貸倒引当金1,968百万円であります。また、当事業年度において貸倒引当金繰入額294百万円計上しております。

IX. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	550円13銭
1株当たり当期純利益	26円36銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。